

V 加工再輸入減税制度 Q & A

I 減税対象となる製品及び原材料の範囲

1. 積戻貨物の制度の適用について

(問) 外国で調達した原材料を、積戻申告（関税法第75条）によって現地へ送付する場合でも、本制度は適用されるか。

(答) 法第8条において「本邦から輸出された貨物」と規定されているため、積戻貨物（外国貨物）は、本制度を適用することができません。ただし、輸入許可された貨物を原材料として輸出する場合は、本制度を適用することができます。

「積戻し」とは、外国から我が国に到着した貨物を陸揚げ又は取卸しの後、輸入手続を経ずに外国貨物のまま保税地域から再び外国に向けて送り出すことをいいます。

2. ハンドキャリー（携帯品）の取扱いについて

(問) 副資材をハンドキャリーで提供する場合にも、本制度は適用されるか。

(答) 副資材をハンドキャリー（携帯品）で提供する場合であっても、その輸出の際に輸出申告書と関係書類（契約書等、確認申告書、附属書）を提出し、税関の確認を受けることにより、本制度の適用を受けることができます。

具体的には、輸出申告書として、「輸出・輸入託送品（携帯品・別送品）申告書（税関様式C第5340号）」に必要事項を記載し、確認申告書等を作成してください。（確認申告書の「品名」欄に輸出原材料の関税率表番号を付記してください。）

このように、旅具通関の範囲であれば、旅具通関の手続により本制度の適用を受けることができますが、通常の携帯貨物の場合と異なり、関係書類等の確認手続に時間を要し、また、書類の不備等から許可されない場合がありますので、通常の輸出申告を行い、税関の確認を受けることをお勧めします。

3. 残余生地の特約への転用について

(問) 当初、A契約を結び裁断ミスを見込んで余分に輸出した原材料が、加工の結果余ったため、それをA契約と同一の契約者間の他の契約（B契約）に係る製品の原材料として転用した。この場合、B契約に係る製品を輸入する場合にも本制度が適用され、減税が受けられるか。

(答) A契約に係る製品のために輸出した原材料で余った分の数量及び価格が明らかで、その材料をB契約で使用する事をA契約と同一の契約者との間で合意できていることが確認できれば、B契約の製品として輸入する際に減税の適用を受けることが可能です。

このような合意が確認できた場合には、A契約に係る附属書の副産物欄に、転用する原材料の品名、数量及び価格並びにB契約へ転用する旨を記載し、税関の確認を受けてください。

なお、A契約に係る輸出入申告の際に使用していた関係書類等を、B契約に係る輸出入申

告に引き続き使用してください。【関連Q&A 16, 31】

4. 現地調達等について

(問) 通達8-2の「現地等で調達した」とは、どのような意味か。
また、現地等で調達した原材料を使用した製品は、本制度の適用がないのか。

(答) 通達8-2に規定する「現地等で調達した」とは、現地や第三国から調達した物品をいいます。

この規定は、本制度の適用を受けるために本邦から輸出された貨物のみを原材料とした製品だけでなく、本邦から輸出した原材料と現地で調達した原材料を使用した製品であっても、本制度が適用されることを示しています。ただし、「現地等で調達した」原材料は、輸出原材料の課税価格相当価格から除いて、減税計算することとなります。

5. 「現地等で調達した」の範囲について

(問) 本制度を適用できる製品については、「現地等で調達した原材料が全体の原材料の何%を超えた場合は適用がない」とか「本邦から何%以上の原材料が輸出されなければ適用されない」というような制限があるか。

(答) そのような制限はありません。

例えば、副資材のボタンだけを輸出原材料として税関の確認を受けて輸出し、製品に取り付けて輸入する場合でも適用されます。ただし、この場合に減税の対象となるのは、副資材であるボタンだけとなります。

6. 有償と無償の原材料を輸出したときの本制度の適用について

(問) 1契約で有償分と無償分の原材料を輸出して、その原材料を使用した製品を輸入する場合にも本制度は適用されるか。

(答) 本制度を適用することができます。

本邦から輸出された原材料が令第20条第1項、第3項又は第5項に該当し、輸出の際、税関の確認を受けたものであれば、有償、無償を問わず本制度の適用を受けることができます。

7. 郵便により原材料を輸出し、製品を輸入する場合について

(問) 郵便路線により原材料を輸出し、製品の輸入をするが、減税を受けられるか。

(答) 郵便物の価格が20万円以下である場合には、輸出申告を必要としませんが、本制度の適用を受けようとする場合には、税関の輸出確認を必要としますので、外郵出張所又は最寄りの税関官署へ関係書類を提出し、事前検査を受け、輸出の確認を受けてください。

また、製品の価格が20万円以下であって、郵便により輸入する場合には、減税を受けるべき通常の輸入申告がありませんので、「国際郵便物課税通知書（税関様式C第5060号）」の裏面のとおり、納税しないで税関までその旨を申し出て、減税を受けるために必要

な手続を行ってください。

なお、価格が20万円を超える場合は、輸出申告及び輸入申告が必要となります。

8. 半製品の本制度の適用について

(問) 暫定法第8条第1項第2号に規定されている繊維製品を製造するために原材料を輸出するが、半製品を輸出する場合であっても減税対象となるか。

(答) 当該半製品が、令第20条第3項に規定する原材料に該当する場合は、減税の対象となります。

9. 生地不良分の取扱いについて

(問) 生地不良により、例えば、3,000メートルのうち30メートルが使用不能となった場合、

- ① 使用不能となった30メートルは減税の対象となるか。
- ② 使用不能となった30メートルの生地を追送したいが、減税されるか。

(答) ① 使用しなかった生地は、減税の対象となりません。

ただし、加工業者が作成する減却を証明する書類等（例えば、現地メーカーから輸入者への減却したことの報告書）があれば、附属書の実輸出数量から使用不能となった生地を差し引いた実輸出数量、輸出価格相当価格により減税計算することとなります。

3,000m、300,000円の場合は、
実輸出数量 3,000m - 30m = 2,970m
輸出価格相当価格 300,000円 - 3,000円 = 297,000円

- ② 使用することが不可能となった分に見合う数量を追加して輸出する場合は、その輸出の際に確認申告書を提出し、確認を受ける必要があります。

また、その際、追送分は、新たな契約とはせず、原契約の追送分としますので原契約書等を提示してください。

なお、①及び②の場合、既に附属書を提出し、確認を受けている場合は、これを再度提出のうえ、「1. 輸出原材料の概要」欄の「数量」と「価格」、「3. 輸出原材料の使用実績」欄の「実輸出数量」を訂正してください。

10. 縫糸の取扱いについて

(問) 縫糸を原材料として輸出する場合の取扱いについて

- ① 輸送コスト及び工業用ミシンに使用する等作業工程の都合により、「かせ」状又は「大型コーン」に巻いた状態（1,000グラム超）で輸出する場合は、本制度の適用はあるか。
- ② 縫糸、編糸を輸出するが、本制度の適用はあるか。

(答) ① 令第20条第1項、第3項及び第5項における「縫糸」については、次のように減税の対象となる糸の範囲が定められています。

イ 関税率表第50.04項に掲げる物品のうち縫糸（絹糸）

- ロ 関税率表第52.04項に掲げる物品（綿製の縫糸）（第5項を除く）
- ハ 関税率表第54.01項に掲げる物品（人造繊維製の長繊維の縫糸）
- ニ 関税率表第55.08項に掲げる物品（人造繊維製の短繊維の縫糸）

また、関税率表の第11部注5において、次のように分類の基準を定めており、この基準に合致しない糸は「縫糸」として分類されません。

《関税率表の第11部注5》

第52.04項、第54.01項及び第55.08項において「縫糸」とは、マルチプルヤーン及びケーブルヤーンで、次のすべての要件を満たすものをいう。

- (a) 糸巻（例えば、リール及びチューブ）に巻いたもので重量（糸巻の重量を含む。）が1,000グラム以下であること。
- (b) 縫糸用としての仕上げ加工をしてあること。
- (c) 最後にZよりをかけてあること。

したがって、「かせ」状のものは(a)の規定から外れ、また、「大型コーン」に巻いたものも(a)の重量の規定により除外され、いずれも減税対象となりません。

なお、「絹糸」については、第11部注5の規定は適用されないため、絹紡糸、絹紡紬糸及び小売用の糸を除いた「縫糸」は、全て減税の対象となります。

- ② 織糸、編糸を輸出する場合は、減税対象となる原材料として指定されていないため、減税の対象とはなりません。

11. 裁断した後の部分品に対する本制度の適用について

（問） 暫定法第8条第1項第1号に規定されている革製品を製造するために、裁断した後の部分品を輸出しても減税対象になるか。

（答） 令第20条第1項では、「皮革」については次のように減税の対象となる原材料が定められています。

- イ 関税率表第41.04項（牛又は馬類の動物のなめした皮）
- ロ 関税率表第41.05項（羊のなめした皮）
- ハ 関税率表第41.06項（その他の動物のなめした皮）
- ニ 関税率表第41.07項（牛又は馬類の動物の革）
- ホ 関税率表第41.12項（羊革）
- ヘ 関税率表第41.13項（その他の動物の革）
- ト 関税率表第41.14項（シャモア革、パテントレザー及びパテントラミネーテッドレザー並びにメタライズドレザー）
- チ 関税率表第42.03項
- リ 関税率表第42.05.00号の二

したがって、当該部分品が裁断後であっても、それぞれの項に分類されるものである場合は、本制度を適用することができます。

なお、特定の形状に切った革片で、これらの項以外の項に分類されるもの（例えば、64類に分類される履物の甲の形にカットしたものなど）は減税対象原材料とはなりません。

12. 倒産した社から別会社への暫8生地の譲渡について

(問) 暫8の原材料生地を輸出したA社が倒産したため、別会社であるB社へ原材料生地の所有権を譲渡し、B社と原材料輸出先のメーカーC社との間で委託加工契約を結び、製品を輸入したい。暫8の適用は可能か。

(答) B社とC社間の委託加工契約について、税関の確認を受けることで本制度を利用することは可能です。B社とC社間の契約書等を、輸出地又は輸入地の税関官署へ提出し、B社とC社の暫8に係る委託加工契約について確認を受ける必要があります。具体的な提出書類としては、①B社とC社間の委託加工に係る契約書等の写し、②輸出者と輸入者の変更に係る経緯説明書、③管財人名によるA社の廃業と債権に係る通知書等を確認書類として提出することが必要です。

なお、輸出貨物確認申告書の輸出者名を変更する必要はなく、上記の書類を確認書類として添付してください。

Ⅱ 原材料の輸出手続

1 3. 原材料の契約書等（輸出時）の提出について

（問） 原材料の輸出時に契約書等を提出する必要があるが、

- ① 具体的にどのような内容の記載が必要か。
- ② 契約書を作成していない場合、どのような取扱いになるか。

（答） 契約書等は、「加工又は組立てのため輸出するものであることを証する書類」として提出するものです。したがって、

- ① 当該輸出貨物を使用して、外国において加工又は組立てを行い、製品にして我が国へ輸入する旨の契約であることが確認できる内容が記載されている必要があります。具体的には、以下のような内容が確認できるものであれば、「加工又は組立てのため輸出するものであることを証する書類」として認められます。

- ・ 輸出原材料の品名、型番、数量、単価
- ・ 当該輸出原材料を使用して輸入する製品の加工又は組立てがなされること
- ・ 輸入する製品の品名、数量

- ② 「加工又は組立てのため輸出するものであることを証する書類」であれば、契約書以外の書類（例えば、注文書、委託先との往復文書等）でも差し支えありません。また、例えば契約書の記載内容だけでは上記①の内容が確認できない場合には、注文書等を併せて提出することによることもできます。

なお、提出に当たっては、これらの書類の原本ではなく、写しやPDFの契約書等をプリントアウトしたものでも差し支えありません。

また、上記①の契約内容が成立していない場合は、令第22条第2項ただし書扱いとなります。

1 4. 加工又は組立てのため輸出するものであることを証する書類について

（問） 当社はX国の工場と基本委託加工契約を締結し、更に同契約に基づいて個別委託加工契約を行っている。

現在、当社と工場及び得意先等の関連企業間における取引及び決済等の電子化を進めており、電子化のシステム構築後は、両委託加工契約書のうち個別委託加工契約書を廃止し、代わって社内で構築したシステム上で取り交わされる輸入契約の明細を記載した出力帳票（以下「輸入契約明細書」という。）に移行することを検討している。

今後、加工又は組立てのため輸出するものであることを証する書類として輸入契約明細書のみで認められるか。

（答） 関係書類により、基本委託加工契約に基づき、社内システムによって契約当事者間で契約内容を確認すること等が明らかであり、輸入契約明細書についても個別委託加工契約書の内容が全て網羅されているのであれば、令第22条第2項に規定する「加工又は組立てのため輸出するものであることを証する書類」に該当するものと認められます。ただし、税関から基本委託加工契約書の提出を求められた場合には、速やかに提出願います。

なお、システムの仕様等から本取扱いが認められない場合も考えられますので、具体的なシステムの仕様、輸入契約の明細を記載した書類の項目等について事前に税関へご相談ください。

また、基本委託加工契約のみで個別委託加工契約がまだ行われていない場合については、令第22条第2項ただし書扱いとなります。

15. 契約変更について

(問) 輸入される製品に係る契約の一部変更はできるか。

- ① 単価及び数量
- ② 品名（スタイルの追加、変更等を含む。）

(答) 減税計算、評価計算が確実に行え、通関手続に支障がないと認められるものについては輸出時に確認を受けた原材料の総輸出数量の範囲内において、変更後の契約内容に基づき減税が認められます。

当該変更契約に係る最初の輸入申告官署に変更後の契約書等を提出し、関係書類の訂正を行ってください。MSX業務等により提出しようとする場合は、あらかじめ輸入申告前に提出し、税関の確認を受けてください。（輸出が完了する前に契約変更が行われた場合や輸入申告官署が未定の場合等、事情に応じて輸出許可官署又は輸出申告官署で手続きすることも可能です。）

（訂正については、書面のみならず、汎用申請（HYS）業務でも可能です。）

16. 残余生地の転用について

(問) 当初、A契約に係る輸入予定数量が300着であったが、200着に変更となり100着分の原材料が余った。このため、余った原材料を別のB契約に転用することにした。この場合、B契約に転用した原材料は減税対象となるか。

(答) A契約で余った原材料の品名及び数量が明記され、かつB契約の製品に使用することが記載された加工業者との契約書等を提出することで、B契約の製品の輸入の際、減税の適用を受けることができます。【関連Q&A 3, 31】

17. 副資材の提供が契約書に記載されていない場合の取扱いについて

(問) 繊維製品の加工原材料として附属品を無償で輸出するが、契約書に何ら記載がない。この場合、この附属品は減税の対象となるか。

(答) 契約書に記載されていない場合であっても、当該附属品が令第20条第3項に該当する物品であり、当該委託加工契約にかかる製品の加工のために輸出する原材料であることが、契約書以外の書類、例えば、往復文書、セールスノート等の書類によって確認でき、輸出時に税関の確認を受ければ、減税の対象となります。

18. 輸出申告（1申告）の範囲について

（問） 複数契約分をまとめて、一つの輸出申告で確認を受けることは可能か。

（答） 1 インボイスに複数契約分の品目が記載されている場合は、1 申告が可能です。

ただし、本制度の適用を受けるための確認申告書等は、契約ごとに作成のうえ提出してください。

1 申告書に記載される品目の範囲は、原則として、1 インボイスに記載されている品目の範囲となります。

19. 輸出申告の方法（対象・対象外が混在している）について

（問） 1 契約の中に減税対象物品と減税対象外物品が含まれている場合、一つの輸出申告で通関できるか。

（答） 1 インボイスに記載されている物品であれば、1 輸出申告で通関できます。

ただし、減税対象外貨物は、インボイスに「非適用」と表示してください。なお、確認申告書には減税対象外物品を記載せず、減税対象物品のみを記載してください。

20. 輸出申告の方法（少額合算）について

（問） 輸出原材料の種類が多数ある場合に、

- ① 1 品目 20 万円以下の物品は、従来どおり少額合算の取扱いでよいか。
- ② 輸出原材料のすべてが 20 万円以下の場合、少額合算の取扱いができないことになれば、システム申告ができない。この場合にはどうなるのか。

（答） 本制度の適用を受けようとする場合においても、少額合算の取扱いは可能です。ただし、NACCSで申告の際は、大額通関（LEA画面）と少額通関（SEA画面）で入力の方法が異なりますので、それぞれの方法で申告してください。

- ① 大額通関（LEA画面を利用する場合）

少額合算をする物品について、本制度の適用を受けようとするものと、受けようとしな
いものがある場合は、それぞれに分けて合算申告を行ってください。

- ② 少額通関（SEA画面を利用する場合）

本制度の適用を受けようとする物品と、受けようとしな
ない物品が混在する場合は、記事欄に例えば「暫 8 FOB JPY〇〇〇」と輸出申告価格のうち本制度の適用を受けようとする物品の価額が分かるように明記してください。

2 1 - 1. 再輸入時の同一性の確認に係る輸出時の手続等について（基本通達 8 - 4（5）に掲げる事項の確認等）

（問）（令和 5 年 4 月以降、）基本通達 8 - 4（5）に掲げる事項の確認（再輸入時の同一性の確認）については、確認申告書（その添付書類を含む。）により行うことを原則とするとのことだが、

- ① 確認申告書の添付書類とは、具体的にどういったものを想定しているのか。
- ② 確認申告書に書類を添付することは必須なのか。
- ③ 従来通り生地見本を提出することは認められないのか。
- ④ また、生地見本を提出せず、確認申告書（その添付書類を含む。）のみでどのように確認を行うのか。
- ⑤ 再輸入時の税関の審査において、確認申告書（その添付書類を含む。）で同一性の確認が取れないと判断された場合は、どうすれば良いのか。
- ⑥ 輸出時に生地見本を提出していなかった場合に、再輸入時に税関から提出を求められることもあり得るのか。

（答）① 「生地規格書」、「指図書（企画書）」、柄等の確認のための「写真等」を想定しており、これまでと特段変わりはありません（Q & A 2 2 ①と同様）。なお、生地、革及び製品だけでなく、副資材（例：ファスナー、ショルダーパット等）に関しても、輸入通関時に同一性の確認を行うために参考となる資料がありましたら、確認申告書を補完するものとして提出することができます。

② 必須ではありません。確認申告書の記載内容のみで基本通達 8 - 4（5）に掲げる事項が確認できる場合は、添付書類は不要です。

③ 確認申告書（その添付書類を含む。）を補完するものとして、生地見本（革の見本並びに製品及び副資材のサンプルを含む。Q & A 2 1 - 1において、以下同じ。）を提出することができます。

④ 例えば、

- ・（確認申告書の添付書類として提出される）生地規格書、指図書（企画書）
- ・輸出インボイス
- ・（輸入申告の際に提出される）加工仕様書・加工指図書

等に記載されている生地品番が一致していることを確認のうえ、これらの書類に記載されている内容を元に基本通達 8 - 4（5）に掲げる事項を確認する、といった方法になります。

⑤ 例えば、輸出入地における貨物の管理資料等（例：倉庫の入出庫伝票、発注書等）を追加提出していただく、等の方法で確認を行うこととなります。

⑥ 輸出時に生地見本を提出していなかった場合に、再輸入時に提出を求めることはありません。

なお、上記⑤のとおり、再輸入時の税関の審査において、基本通達 8 - 4（5）に掲げる事項の確認ができないと判断されるときは、書面での追加資料の提出をお願いする場合があります。

2 1 - 2. 再輸入時の同一性の確認に係る輸出時の手続等について（生地見本を提出する場合の具体的な取扱い）

（問） 生地見本を提出する場合の取扱いについて

- ① 生地見本を包括的に提出することはできるか。
- ② 生地の色が多種類ある場合には、全色見本が必要か。
- ③ 生地見本は表生地部分のみで良いか。また、複数の生地が表生地を構成する場合は面積比が一番大きいもののみで良いか。
- ④ 生地見本の大きさはどれくらいのものが必要か。
- ⑤ 染色加工、洗い加工、漂白加工等を伴う生地見本はどのように取扱うのか。
- ⑥ 着物のように、柄が部分的にのみ使用される生地や用尺の関係で生地に余分がない場合の生地見本の提出はどうすればよいか。
- ⑦ 不手際により生地見本を紛失した。生地見本の再発行はしてもらえるか。
- ⑧ 生地見本を紛失した場合、暫 8 の適用は認められないのか。

（答） ① 同一生地を恒常的に輸出し、多契約で使用する場合など、最初の輸出時に確認を受けた生地見本により以後の輸出申告時に生地見本を提出しないとといった包括的な取扱いはできません。

また、分割輸出する場合はその輸出申告に係る生地のみを提出してください。

- ② 生地の色が多種類ある場合には、全色を提出する必要はなく一色のみを提出し、他の色については確認申告書もしくは生地規格書等に色を記載することにより提出を省略しても差し支えありません。
- ③ 生地見本は、表生地部分のみで差し支えありませんが、複数の生地が表生地を構成する場合（例えば、上部（身頃）と下部（スカート）が異なる生地のワンピースや袖・襟に別生地が使われているもの等）には、面積比ではなく表生地として使用する可能性のある全ての表地の見本を添付してください。
- ④ 生地見本の大きさは、同一性の確認が可能な大きさとして原則として 5 cm × 5 cm 以上です。なお、編物製の生地については、繊維組織の同一性の確認を容易に行うため 10 cm × 10 cm 程度のものがが必要です。
- ⑤ 染色加工、洗い加工、漂白加工（以下、「染色等加工」という。）を伴う場合は、同一性の確認を容易とするため、染色等加工後の生地見本を提出してください。

ただし、染色等加工後の生地見本の提出が困難な場合には、染色等加工後、製品の輸入申告時に、輸入申告官署において、①輸出時に確認を受けた生地見本、②染色等加工後の生地見本及び③染色等加工の内容を記載した書面を提出して、原材料の生地見本として確認（追認）を受けてください。

- ⑥ 柄の特徴的な部分は輸出原材料との同一性を確認するにあたり重要な見本ですが、着物の反物等の場合はその特殊性を考慮し、同一性の確認は、端生地と共に写真、デザイン図等の資料の提出によるもので行っても差し支えありません。
- ⑦ 確認書については、輸出税関官署で保管の原本をもとに証明を受けることが可能ですが、生地見本は保管していないため、再発行はできません。

輸出の際に確認を受けた確認申告書（交付用）及び生地見本は、製品の再輸入の際の確認用として使用しますので、契約書等とともに一括管理し、保管には十分注意してください。

い。（基本通達８－４（５）なお書）【関連Ｑ＆Ａ ８１】

- ⑧ 生地見本を紛失した場合でも、輸出時に提出した確認申告書（その添付書類を含む。）等により、基本通達８－４（５）に掲げる事項が確認できれば、適用は可能です。

２２．確認申告書をMSX業務等により提出する場合について

（問） MSX業務等により提出する場合の取扱いについて

- ① 確認申告書（その添付書類）の添付書類とは具体的にどのような書類か。
- ② 生地の色の確認のために写真の提出が必要か。
- ③ 生地の色が多種類ある場合はどのように記載すればよいか。
- ④ 添付書類の添付方法はどのようにしたらよいか。
- ⑤ 染色加工、洗い加工、漂白加工等に係る資料はどのようにしたらよいか。
- ⑥ 税関による輸出申告の審査において MSX 業務等により提出した確認申告書（その添付書類を含む。）以外に追加で資料を提出することになった場合は、どのようにしたらよいか。

- （答） ① 輸入通関時に同一性の確認を行うために基本通達８－４（５）に記載されている事項の確認ができる資料となります。具体的な例としては、「指図書（企画書）」、「生地規格書」、柄等の確認のための「写真等」となります。ただし、無地の場合のように写真の省略を行っても同一性の確認ができる場合には省略しても差し支えありません。
- ② 生地の色の確認のためだけに写真を提出していただく必要はありませんが、色の確認が円滑に進むため写真を提出したいという意向がある場合には、提出していただいても構いません。
- ③ 生地の色が多種類ある場合は、確認申告書又は生地規格書等に色の名称等を記載してください（色以外の情報が同じであるなら、１つの生地規格書に複数色記載することも可）。
- ④ MSX業務等により提出する場合の添付書類については、添付書類区分「GM（減免税適用を受けるための明細書等）」に、「確認申告書及び添付書類」並びに契約書等をまとめて添付するようお願いしております。その際、可能であれば頁番号（当該頁／全体頁）もお願いします。
- ⑤ MSX業務等により提出する場合、染色加工などの資料については、輸出時の確認事項として、加工内容及び加工後の生地の状態を記載します。加工後の生地の状態とは基本通達８－４（５）に記載されている確認事項となります。
- 染色等加工後の資料を輸出時に提出できない場合には、輸入申告時に提出してください。
- ⑥ MSX業務等により提出された確認申告書（その添付書類を含む。）以外に、追加で資料の提出がある場合は、確認申告書（その添付書類を含む。）の差し替えを行ってください。

２３．リバーシブル製品の生地見本の提出について

（問） 表生地と裏生地の区別がないリバーシブル製品について、生地見本を提出する場合は、両方の生地見本が必要か。

（答） どちらか一方の生地見本のみの提出で差し支えありません。

2 4. 原材料の輸出完了後に委託加工契約先が倒産した場合の取扱いについて

(問) 原材料の輸出完了後に委託加工契約先が倒産することとなった。新たな委託先を探し、新たな委託契約を結ぶことで引き続き暫 8 を適用したいと思うが、可能か。

(答) 輸出者、旧委託加工契約者、及び新委託加工契約者の 3 者間の契約書（輸出された貨物の流れが確実に把握できていること）等により委託先が変更されたこと及び当該貨物が新委託加工契約者に引き渡されたことが確認できれば暫 8 を適用することは可能です。

なお、倒産に限らず、機械トラブルにより生産不能になった等その他の事情により変更する場合も、同様に 3 者間の契約書等により確認できれば適用可能です。

Ⅲ 製品の輸入手続

25. 主要原材料を現地調達する場合の取扱いについて

(問) 契約の関係で同一のスタイルの製品を製造するのに、表生地（主要原材料）は500着分を、副資材は、1,000着分を輸出し、1,000着の製品を輸入することとしているが、このような場合、どのように処理すればよいか。

(答) 通常、同一スタイルの場合は、同一の附属書に記載し、減税計算は、主要輸出原材料の使用数量に基づき、減税額を算出することとなります。

しかしながら、この事例の場合、附属書は2部作成することとなります。

- ① 500着分の表生地と500着分の副資材を一つのスタイルとして取扱う。
- ② 残りの500着分の副資材は、別のスタイルとして取扱う。

なお、500着分の生地を現地等で調達した場合は、生地の価格を評価加算することとなります。

26. 納期遅れにより未仕上げ状態の製品への減免税適用について

(問) 生地を輸出し、製品（62類）を製造させる契約をしていたが、納期遅れのため、製品に仕上げることなく輸入することとなった。なお、仕様書にしたがって裁断が既に行われている。

- ① 暫8の適用を受けることができるか。
- ② 再輸入免税を受けることは可能か。

(答) 仕様書にしたがい裁断された生地が輸入される場合の適用税番を確認する必要があります。

- ① 当該未仕上げの製品が第62類・第63類のものとして輸入される場合、暫8対象の製品（暫定法第8条第1項第2号）であり、適用を受けられます。最初の輸入申告時に所要の変更手続を行ってください。
- ② 再輸入免税については、仕様書にしたがって裁断されており、輸出許可の際の性質及び形状と異なることとなりますので、適用を受けることはできません。（関税定率法第14条第10号）

27. 不良生地の取扱いについて

(問) 輸出した生地全量が不良品となり使用不能となったため、

- ① 本邦に引き取る場合
 - ② 代替品を送る場合
- どのような手続が必要か。

(答) ① 本邦に引き取る場合、その不良品を輸出時の状態で本邦に輸入するのであれば関税定率法第14条第10号に基づいて、無条件免税の適用が可能です。事前に税関窓口にご相談ください。

- ② 代替品の輸出申告に際しては、新たな確認申告書を提出し、確認を受けてください。
なお、使用不能となった生地は、暫定法第8条に規定する減税の対象となりません。

28. 附属書の作成方法（同一税番の製品）について

（問） スタイルは異なるが、輸入される製品の税番が同一である場合（例えば半袖のシャツと長袖のシャツ）、附属書は一括して作成してよいか。

（答） 附属書は、原則として、スタイルごとに作成してください。

ただし、異なるスタイルであっても、同一税番に分類される製品で、その1着当たりの製品価格、及び輸出原材料価格並びに用尺が概ね同じである場合には、複数スタイルを一附属書にまとめて記載することができます。

29. 附属書の作成方法（ツーパンツスーツ）について

（問） ツーパンツスーツを製造するに当たって、本制度の適用を受けたいが、スーツとして一括分類できないことから、附属書をどのように作成すればよいか。

（答） スーツとパンツそれぞれの附属書を作成してください。

30. 分割輸出した原材料の輸入について

（問） 本制度は、わが国から輸出された原材料が加工後、原則として輸出の許可の日から1年以内に輸入される場合に適用されるが、1契約で原材料が3回に分けて分割輸出された場合、輸出が完了した3回目の輸出許可日が基準日となるのか。

（答） 原材料の輸出の許可の日から1年以内に輸入されるものについては、本制度が適用されます。したがって、1回目、2回目、3回目のそれぞれの輸出の許可の日から、1年以内に輸入されるものが減税の対象となります。

なお、1年を超えることがやむを得ないと認められる理由がある場合において税関長の承認を受けたときは、1年を超えて税関長が指定する期間まで延長することができます。

31. 生地の転用について

（問） 輸出した生地の転用について

- ① 同一契約内で、スタイルの違う製品に転用できるか。
- ② 別契約の場合はどうか。

（答） ① 転用は、原材料の総輸出数量の範囲内に限り認められます。

輸出許可官署、輸出申告官署又は輸入申告官署に転用にかかる契約内容（輸出原材料及びスタイル別製品数量）の変更があったことを証明する書類（契約変更確認書等）を提出してください（契約の変更については、「Ⅲ. 輸入通関手続関係8. (3) 契約の変更等」を参照）。

(例)	原契約	契約変更に伴う転用
Aスタイル	100m	80m
Bスタイル	100m	120m
総輸出数量	200m	200m

- ② 別の契約の製品の輸入の際、減税の適用を受けることができます。転用した別の契約の輸入申告の際に、元の契約に係る附属書の副産物欄に、転用する原材料の品名、数量及び価格並びに別の契約へ転用する旨を記載し税関の確認を受けるとともに、余った原材料の品名及び数量が明記され、かつ別契約の製品に使用することを記載した加工業者との契約書等を提出し、当該原材料を加えた附属書を作成してください。【関連Q&A 3, 16】

32. 契約数量により減税計算を行う場合の生地転用について

(問) A契約で余った生地をB契約に転用したい。A契約における減税計算を契約数量に基づき行っており、生地が何メートル余っているかについて管理していない。転用に係る契約書に記載すべき余った生地の数量はどのように算出すべきか。

(答) 契約数量に基づき算出してください。具体的には、B契約に転用可能な数量は、輸出原材料数量からA契約で使用した原材料数量を差し引いた数量となります。A契約で使用した原材料数量については、輸出原材料数量を製品の「輸入完了数量／契約数量」で按分し算出してください。

33. 特恵関税制度との併用について

(問) 1契約で、女性用パジャマ1,000着をX国で生産する。上衣は本制度の適用を受けるとし、輸出の際、税関の確認を受けているが、下衣は、現地で原材料を調達し原産地証明書を取得して特恵関税により通関したいと考えている。

インボイスは、パジャマ(上) 1,000 pcs

パジャマ(下) 1,000 pcs

という形式で2枚に分かれているが、貨物は小売包装用にして一つに包装されている。

この場合、2件に分割申告して、上衣は本制度により減税の適用を受け、下衣は特恵関税の適用を受けて通関したいが、どうか。

(答) この貨物は小売包装用の一つに包装されているので、関税分類上も1申告で62.08項に分類されることになります。

関税暫定措置法第8条第2項では、本制度と特恵関税制度の両方の適用はできないこととなっていますので、いずれかを選択して輸入することになります。

また、本制度を選択した場合は、下衣は、税関の確認を受けた貨物でないことから、減税の対象にはなりません。

34. EPA税率（無税）の適用と暫8制度（減税）の適用手続について

（問） 暫8対象として輸出した原材料から製造された製品の輸入に当たって、経済連携協定に基づく原産地証明書を取得できれば、EPA税率（無税）を適用したい。その際、原産地証明書の取得に時間がかかることから、提出猶予のためのBPの承認を申請する。この際、どのような手続をとればよいのか。

（答） BP申告時における具体的な手続については次のとおりです。

- ① BP申告に当たっては、EPA税率（無税）を適用する場合の申告内容とする。また記事欄に「EPA税率が適用できない場合、暫8を適用する（E/D No.〇〇〇〇）」旨の表示をする。
- ② 原産地識別コードは「7」とする。
- ③ 併せて暫8制度の適用手続に必要な書類を提出し、税関での必要な審査を受け、附属書の裏落しの仮記載をする。
- ④ IBP時にEPA税率（無税）適用又は暫8適用による附属書等の処理（EPA税率適用の表示や暫8での引落とし確認の印）を行う。
- ⑤ EPA税率（無税）が適用される場合は、当該減税適用申請の撤回の申し出を行い、輸入（納税）申告時に提出した書類の返却を受けてください。
- ⑥ 原産地証明書の入手ができない等によりEPA税率（無税）の適用ができず、暫8を適用することとなった場合には、過少申告加算税の対象となりますのでご注意ください。
（なお、本制度とEPA税率（有税）を同時に適用することは可能です。）

35. 暫8の輸出原材料で製造した製品を一般特惠税率又はEPA税率を適用して輸入する場合の処理について

（問） 暫8適用の予定で輸出確認を受けた原材料で製造した製品を輸入する際に、暫8による減税を適用せず、一般特惠税率又はEPA税率を適用して輸入申告することは可能か。
また、一般特惠税率又はEPA税率を適用して契約数量の一部を輸入した場合、暫8を適用しなかった輸出原材料の通関処理はどうすればよいのか。

（答） 暫8適用予定の輸出原材料から製造した製品の輸入であっても、一般特惠税率又はEPA税率のいずれでも輸入申告することが可能な場合があります。詳しくは担当部門（原産地調査官）にご相談ください。

特惠税率の適用等により暫8を適用せずに輸入する場合には、当該輸入申告の際は附属書の裏落しは不要です（暫8に係る関係書類の提出及び添付は必要ありません）。

次回輸入分について暫8の適用を受ける場合には、輸入者は次回輸入申告時に、附属書（裏面）「3. 輸出原材料の使用実績」に必要事項、「備考」欄に「暫8適用せず」をそれぞれ記載し、裏落しの確認のため、暫8適用を受けなかった分の輸入申告書類を提出してください。

例：1回目EPA、2回目暫8を適用して輸入する場合には、2回目の申告に1回目の輸入書類も併せて提出。

なお、この場合、輸入者が希望すれば1回目の輸入申告後2回目の申告までの間に、附属書の裏落しを行うために1回目の輸入申告官署に附属書等を提出し裏落しの確認を受けても

差し支えありません。

(なお、本制度とEPA税率(有税)を同時に適用することは可能です。)

36. マーキング仕様書について

(問) マーキング仕様書について、

- ① 提出する必要があるか。
- ② 裏地、芯地は必要か。また、サイズの異なるごとに必要か。

(答) ① マーキング仕様書は、用尺(未裁断の生地から製品1着を製造するために必要な生地の長さ)を確認するためのものであり、主要輸出原材料の使用数量が減税計算の基礎となることから、提出する必要があります。ただし、契約数量による減税計算を行う場合には提出の必要はありません。

また、マーキング仕様書は、契約番号、原反の品番、スタイル番号、品名、スタイルごとのサイズ数量、各サイズの用尺を記載したものとしします。

マーキング仕様書がない場合には、型入れ図若しくは写真等、輸出された生地が裁断される場合の一着当たりの用尺等が確認できるものを提出してください。

なお、用尺は、裁断したときの端切れ、裁断くずなどのロスを含めたものとしします。

- ② 減税計算は、主要輸出原材料が基礎となりますので、裏地、芯地のマーキング仕様書を提出する必要はありません。ただし、表生地がなく、裏地又は芯地が主要輸出原材料となる場合は必要となります。

また、同一スタイルでサイズが異なる場合には、マーキング仕様書の提出は1種類のみで差し支えありません。

ただし、減税計算に使用する用尺は、各サイズの用尺を加重平均した用尺となります。

37. 裁断報告書の記載内容について

(問) 裁断報告書はどのような項目の記載が必要か。

(答) 裁断報告書は、現地の加工業者が作成したものであって、次の事項を記載したものとしてください。(ハ～ホは必要に応じて記載することとなります。)

- イ 加工業者の名称
- ロ 契約番号、スタイル番号
- ハ 主要輸出原材料の搬入数量及び裁断数量
- ニ 製品の製造数量
- ホ 残余生地等の有無及び処分方法

38. 裁断報告書の記載方法について

(問) 現地の加工業者が作成した裁断報告書をみると、原材料の工場搬入数量で記入されている場合があるが、これは有効なものとして取扱われるのか。

(答) 輸出確認を受けた実輸出数量と一致していることが基本ですが、工場搬入数量と実輸出数量との差についてその経緯を疎明することができれば、有効なものとして取扱われます。

39. 裁断ミスによって使用不能となった生地について

(問) 別のスタイルのマスターパターンを使用したことにより、裁断した生地が一部使用不能となった。どのように処理すればよいか。

(答) 裁断した生地が使用不能（無価値）となったことを証明できる書類（例えば、滅却したことを証明する書類等）を提出し、使用不能となった経緯を疎明できれば、減税計算上、輸出価格相当価格及び実輸出数量から控除します。

なお、当該生地に係る附属書が既に税関の確認を受けている場合は、当該附属書の「1. 輸出原材料の概要」欄の数量等を訂正し、減税計算は訂正後の内容に基づいて行ってください。

40. 減税計算に用いる使用用尺の取扱いについて

(問) マーキング仕様書と現地の加工業者が作成した裁断報告書の用尺（未裁断の生地から製品1着を製造するために必要な生地の長さ）が異なる場合、どちらの用尺に基づき減税計算を行うのか。

(答) 裁断報告書は、本邦から輸出した表生地（副資材を除く）をマーキング仕様書、加工仕様書等にしながらって裁断した結果の報告書です。よって、現地の加工業者が作成したものであって所定の項目が記載されており、用尺が確認できるのであれば、裁断報告書の用尺に基づき減税計算を行ってください。

41. 契約変更の取扱いについて

(問) 製品の輸入契約数量が300着で、300着分の原材料を輸出したが、契約が変更になり、200着のみを輸入することになった。この場合の取扱いはどうなるか。

(答) 次のような取扱いとなります。

- ① 輸入される200着の製品に使用された輸出原材料は、減税を受けることができます。
- ② 原材料を無償提供している場合、変更後の契約書等により、当該契約に係る輸入製品の製造原価（課税価格）を構成しないことが明らかな場合は、製品の課税価格に評価加算する必要はありません。

なお、当該原材料を別契約に転用した場合は、当該別契約に係る製品の輸入に当たっては、生地の転用の手続（Q&A31）を行うか、製品の課税価格に評価加算する必要があります。

42. ロス分について

(問) 生地の裁断ロスや製造ロスは何%まで認められるのか。

(答) 容認されるロスの範囲に基準はありません。

ロスとは、加工・組立ての際に生じたくず等商品価値の無いもので、再利用できないものです。

また、生地から製品を製造する段階での用尺は、ロスとなる部分を含めた数量により設定されていますので、通常、輸出貨物の課税価格相当価格に含まれます。

4 3. 確認申告書の訂正について

(問) 当初確認を受けた確認申告書（その添付書類を含む）の内容（実輸出数量）について、輸出許可後に誤差の範囲と認められる程度の軽微な数量の差異が発生した。訂正は可能か。

(答) 誤りのあった内容が実輸出数量の軽微な数量差異であり、輸出原材料と輸入製品の同一性確認に直接影響する内容ではないことから訂正は可能です。

その場合は、付随する変更関係書類も含めて、輸出許可官署又は輸入申告官署において税関の確認・訂正を受け、輸入申告の際に訂正後の書類を税関へ提出してください。

なお、MSX業務等により申告された場合も同様になります。

（訂正については、書面のみならず、汎用申請（HYS）業務でも可能です。）

4 4. 残余生地について

(問) 裁断されなかった残余生地があるが、これを

- ① 輸入する場合
- ② 現地で滅却する場合
- ③ 現地で売却する場合
- ④ 現地で無償提供（放棄）する場合

の具体的処理を確認したい。

(答) ① 当該物品に則して分類し、通常の輸入申告をしてください。

当該物品が輸出の許可の際の性質及び形状と変わっていないものは、関税定率法第14条第10号の適用が可能です。事前に税関窓口にご相談してください。

なお、暫8制度を適用していないため、附属書の裏落しは不要ですので、輸入申告時に附属書等の提出は不要です。

②及び③ 現地で滅却又は売却する場合

減税計算において、当該残余生地相当額は輸出原材料相当額に含めません。また、課税価格の算出においても、当該残余生地相当額を評価加算する必要はありません。滅却又は売却を証明する書類（加工業者が作成するもので足ります。）をご提出ください。

なお、この場合は、附属書のFOB価格及び実輸出数量を訂正することとなります。

具体的には、表生地1,000m、FOB価格100,000円を輸出し、残余生地が50m、FOB価格5,000円である場合、附属書のFOB価格及び実輸出数量は、滅却分を差し引くこととなるので、950m及び95,000円となります。（訂正方法は、Q&A45～47も同様です。）

④ 当該契約に係る製品に使用されていないことから、減税計算において、当該残余生地相当額は輸出原材料相当額に含めませんが、課税価格の算出においては、当該残余生地相当額を製品の課税価格に評価加算することとなります。【関連Q&A 47, 79】

45. 不良製品について

(問) 製品として完成したが一部不良品があった。これを

- ① 輸入する場合
- ② 現地で滅却する場合
- ③ 現地で売却する場合
- ④ 現地で無償提供（放棄）する場合

の具体的処理を確認したい。

(答) ① 不良品も減税対象となり、通常の見減算をします。

②及び③ 現地で滅却又は売却する場合

減税計算において、当該不良品相当額は輸出原材料相当額に含めません。また、課税価格の算出においても、当該不良品相当額を評価加算する必要はありません。滅却又は売却を証明する書類（加工業者が作成するものであります。）をご提出ください。

④ 当該契約に係る製品に使用されていないことから、減税計算において、当該不良品相当額は輸出原材料相当額に含めませんが、課税価格の算出においては、当該不良品相当額を製品の課税価格に評価加算することとなります。

46. 副産物について

(問) 生地から製品を製造する段階で発生した端切れ、裁断くずが再利用され副産物として

- ① 輸入する場合
- ② 現地で滅却する場合
- ③ 現地で売却する場合
- ④ 現地で無償提供（放棄）する場合

の具体的処理を確認したい。

(答) 端切れ、裁断くず（用尺が製品1点分に満たないもの）については、通常再利用等をしないことから価値のない製造ロスとして用尺の中に含まれており、減税計算式の分子、分母のいずれにも含まれていますが、それが副産物になると次により処理します。

① 通常の輸入申告となり、当該物品に則して分類、課税します。また、減税計算においては、当該副産物相当額は輸出原材料相当額に含めません。

②及び③ 現地で滅却又は売却する場合

減税計算において、当該副産物相当額は輸出原材料相当額に含めません。また、課税価格の算出においても、当該副産物相当額を評価加算する必要はありません。滅却又は売却を証明する書類（加工業者が作成するものであります。）をご提出ください。

④ 当該契約に係る製品に使用されていないことから、減税計算において、当該副産物相当額は輸出原材料相当額に含めませんが、課税価格の算出においては、当該副産物相当額を製品の課税価格に評価加算することとなります。

47. 輸出原材料の織（編）ムラ又はなめしムラについて

（問） 輸出原材料に織（編）ムラ又はなめしムラがあったため、その部分は未裁断の状態で残した。これを

- ① 輸入する場合
- ② 現地で滅却する場合
- ③ 現地で売却する場合
- ④ 現地で無償提供（放棄）する場合

の具体的処理を確認したい。

（答） ① 当該物品に則して分類し、通常の輸入申告をしてください。

当該物品が輸出の許可の際の性質及び形状と変わっていない場合は関税定率法第14条第10号の適用が可能ですが、事前に税関窓口でご相談ください。

また、暫8制度を適用していないため、附属書の裏落しは不要ですので、輸入申告時に附属書等の提出は不要です。

②及び③ 現地で滅却又は売却する場合

減税計算において、当該原材料相当額は輸出原材料相当額に含めません。また、課税価格の算出においても、当該原材料相当額を評価加算する必要はありません。滅却又は売却を証明する書類（加工業者が作成するもので足りる。）をご提出ください。

④ 当該契約に係る製品に使用されていないことから、減税計算において、当該原材料相当額は輸出原材料相当額に含めませんが、課税価格の算出においては、当該原材料相当額を製品の課税価格に評価加算することとなります。【関連Q&A 44, 79】

48. 製品数量が不足又は超過した場合の取扱いについて

（問） 本邦から100着分の原材料を輸出したが、

- ① 裁断の結果、95着しか製造できなかったような場合には減税はどうなるか。
- ② 輸出原材料は全量使用したが、その数量を用尺で除して製品の数量を算出したところ、輸入した製品数量のほうが多くなった場合、どのようになるか。

（答） ① 輸入される95着の製品を加工するために使用された輸出原材料が減税されることになりますので、5着分（残数量分）の輸出原材料は減税を受けることができません。

ただし、輸出した原材料の全てを使用して95着しか製造できなかったことを裁断報告書等により証明すれば、輸出した原材料の全てが減税されることになります。またこの場合には、減税計算において、輸出した原材料の全てが輸出原材料相当額に含まれることになります。

② 輸出原材料の全量が減税を受けられます。

輸出原材料の課税価格相当額を超える部分は一般課税扱いとなり減税の対象になりません。ただし、輸出原材料でオーバ一分を製造したことを裁断報告書等により証明すれば、オーバ一分の評価加算は不要です。

49. ロス分の原材料の取扱いについて

(問) 製品は100着の契約で、輸出原材料はロス分を見込んで103着分相当の原材料を輸出することになっているが、この上乗せ分の原材料はどのような取扱いになるか。

(答) 輸入時に提出していただくマーキング仕様書等の用尺により輸出原材料の使用数量を算出し、その使用数量と実輸出数量とが合致すれば、輸出原材料の全てが減税の対象になります。

また、表生地を用尺で除した製品数量よりも、できた製品数量が多い場合又は少ない場合で、裁断報告書により輸出原材料の全てを使用したことが判明すれば、全量減税の対象となります。

50. 無償提供原材料の取扱いについて

(問) 無償提供されている輸出原材料の取扱いについて

- ① 輸出原材料が無償提供されている場合、輸入申告の際、製品の課税価格の算出に当たって、評価申告書の提出の必要があるか。
- ② 輸入者がハンドキャリー、EMSにより輸出し、又は現地調達した原材料を無償提供した場合は、評価申告書の提出の必要があるか。

(答) ① 減税対象となる輸出原材料は附属書に記載されており、それらが輸入される際、評価計算も可能であることから、便宜、提出を省略する取扱いとしていますが、以下の場合は、評価申告書の提出が必要となります。

イ 無償で提供された原材料がある場合

ロ 減税対象とならない原材料で、附属書に記載されていない無償提供原材料（加算額には、実際の運賃・保険料を含みます。）がある場合

ハ 関税評価の規定にしたがった評価加算額の算出が必要となる機械の無償提供、コンテナ詰の費用等恒常的に発生する費用がある場合

- ② 輸入者がハンドキャリー、EMSにより輸出し、又は現地調達した原材料を無償提供した場合で、輸出時に確認を受けてない貨物は、附属書に記載されておらず、それらが輸入される際、評価計算が不可能であることから、評価申告書の提出と同時に輸出時のインボイス等算出根拠書類の添付が必要となります。

51. 暫8適用貨物に係る無償提供原材料の評価方法について

(問) 分割輸入における無償提供の原材料の費用を加算する場合、製品1着当たりの加算額を算出し、輸入製品数量に乗じているが、1着当たりの加算額の算出方法は無償提供の総額を契約数量で除す方法で差し支えないか。

(答) 課税上支障のない限り、製品1着当たりの加算額は、無償提供した総額を契約数量で除して得られた額として差し支えありません。

52. 減税額算出の際の無償提供副資材相当価格の算定について

(問) 無償の輸出原材料について、輸入申告の際の減税額を算出するに当たっての課税価格相当価格はどのように算出するか。

(答) 輸入申告の際の減税額を算出するに当たっての課税価格相当価格は、関税暫定措置法施行令第21条に基づき、関税法施行令第59条の2第2項に規定する輸出申告すべき価格（本邦の輸出港における本船甲板渡し価格）に100分の106を乗じて算出します。

53. 輸入申告の方法（暫8対象物品とそれ以外の物品が同一税番に分類される場合）について

(問) 一の輸入申告において、同一の税番に分類されるものの中に、減税対象貨物（暫8適用貨物）と減税の対象とならない貨物がある場合、それぞれを別欄申告する必要があるか。同一の欄で申告しても差し支えないか。

(答) 税関様式関係通達の「記載要領」（輸入（納税）申告書（内国消費税等課税標準数量等申告書兼用））において、輸入申告の各欄は、原則として統計品目番号、税番及び税率の異なるごとに記載するものとされていますが、同一の統計品目番号であっても、減免税の適用を受けようとするものが含まれる場合には、別欄に記載することとされています。したがって、当該申告においては、減税対象貨物（暫8適用貨物）と減税の対象とならない貨物について、それぞれ別欄に記載することとなります。

54. 附属書の作成方法（外貨建てインボイス）について

(問) 輸出原材料に係るインボイスが外貨建てである場合、附属書の「価格（FOB）」欄の記載方法はどのようなになるのか。

(答) 基本通達8-6（1）に、「輸出原材料のFOB価格」は、本邦からの輸出時のFOB価格とし、原則として関税法施行令第59条の2第2項《申告すべき価格》に規定する輸出申告書に記載すべきFOB価格とする。と記載されていることから、各輸出確認申告書の「輸出申告価格の基礎」欄に記載されている輸出申告価格（円貨）を輸出原材料の価格（FOB）として記載することとなります。

55. 無償提供資材について

(問) 無償提供資材の一括加算の簡素化はできないか。

(答) 複数の輸入貨物に係る加算要素としての無償提供費用等が一括して支払われる場合には、原則、按分して課税価格に算入することとなりますが、

- ① 輸入者からの要請があること、かつ、
- ② 課税上その他特に支障がないこと

の要件を満たした場合は、本関業務部の関税評価官部門に包括評価申告書を提出し、受理されることで一括加算が認められることとなっています。

しかしながら、暫8に係る減税対象貨物の場合には課税上支障があり、その要件を満たさないため、無償提供資材の一括加算は認められません。

56. 表生地が3種類ある場合の附属書の取扱いについて

(問) 1スタイルに対して表生地が3種類ある場合、附属書の作成方法はどのようにすればよいか。

(答) 1個の製品の表生地が3種類の生地からなっている場合は、表面積が一番広くなる生地や

価格構成割合が一番高くなる生地などを主要輸出原材料にして附属書を作成してください。

57. 革を使用した靴の甲の製造時のロス分の取扱いについて

(問) 原材料である動物の革を輸出して靴の甲を製造するが、動物の革はサイズがまちまちで、革によっては病気を持っているものもあり、1枚の革から製造される靴の甲も不明であるため、ロス分を上乗せして輸出する。輸入が数回に分かれる場合、製造ロス分及び当該ロス分の計算が困難なため、製造ロス分及び当該ロス分を最終の輸入完了時にまとめて減税計算してよいか。

(答) 製造の加工又は組立ての際に生じる製造ロスに相当する部分は、減税額計算の基礎となる輸出原材料に含めることになっています。

裁断報告書により製造ロス分が判明すれば、減額対象となりますが、革の状況により使用しなかったもの（裁断されなかったもの）については、輸入、売却、滅却又は無償提供等を証明する書類があれば、残余革相当額は輸出原材料相当額に含めません。

58. 輸出確認を受けた原材料と輸入時の製品の組成表示が異なっている場合の取扱いについて

(問) 輸出確認を受けた原材料と輸入時の製品の組成表示が異なっている場合、関税暫定措置法第8条の減税を受けることができるか。

なお、組成表示が相違した理由は、繊維製品品質表示規程（令和元年6月28日改正消費者庁告示第2号）第9条及び別表第5、「混用率の許容範囲は、混用率を示す数値が5の整数倍である場合は±5パーセント以内」である旨の表示規定をもとに、エンドユーザーが製品ラベルを作成したことによるものである。

(答) 減税を受けることができます。

組成表示が相違した理由が、繊維製品品質表示規程（令和元年6月28日 消費者庁告示第2号）第9条及び別表第5によるものであり、組成表示が相違する正当な理由が税関側で確認でき、当該輸入品が同一契約に基づき作成されたものであり、かつ輸入申告時に提示される製品（輸入貨物）と輸出時の生地との同一性の確認が可能であれば適用ができます。

ただし、輸出時に税関の確認を受けていない素材が輸入時に含まれている場合は、減税の適用はできません。

Ⅳ 海外ストック取引

59. 再輸入期間（１年以内）の延長について

（問） 海外ストック取引に係る原材料のうち、委託加工契約に至っていないものについては、再輸入期間（１年）を経過する場合がある。この場合、再輸入期間の延長承認を受けることができるか。

（答） 再輸入期間の延長承認の条件である「１年を超えることがやむを得ないと認められる理由」とは、震災、風水害等の天災若しくは事変又は火災その他の人為的災害で、輸入者（その代理人を含みます。）の責任によらない事情がある場合又はこれに準ずるような理由をいいます。

したがって、「未だ委託加工契約の締結に至っていないこと」を理由として、再輸入期間の延長承認を受けることはできません。

60. 契約実績表（個別）の作成について

（問） 加工・組立輸出貨物確認申告書のうちの契約実績表（個別）は、原材料を生地、ボタン、ファスナーといった品目ごとにまとめて作成してよいか。

（答） 契約実績表によって契約実績の確認を行うのは、どの輸出原材料が一の委託加工契約において使用されるのかを特定するためであり、また、品名が同一であっても価格が異なれば減税計算に影響を与えることから、個々の原材料について、原則として詳細な品名、規格（大きさ、材質等）及び単価が異なるごとに契約実績表（個別）を作成する必要があります。

61. 海外ストック原材料が委託加工契約に至らなかった場合の取扱いについて

（問） 無償提供した海外ストック原材料が製品の輸入委託加工契約に至らなかった等の理由で、その輸出の許可の日から１年を経過してしまった。この場合、当該原材料を使用して先に輸入した製品に係る輸入申告について、修正申告（１年を経過することとなった原材料相当価格を課税価格に加算）を行う必要があるか。

（答） 輸入委託加工契約に至らなかった原材料については、先に輸入した製品の製造に関連するものではないので、修正申告の必要はありません。

なお、無償提供された当該原材料を使用した製品を別途輸入する場合には、当該製品の輸入申告に際して、関税定率法第４条第１項第３号イの規定に基づき、当該製品の課税価格に加算する必要があります。

6 2. 原材料の輸出申告者及び製品の輸入申告者について

(問) 関税暫定措置法施行令第 2 2 条第 2 項ただし書の適用を受けた輸出原材料に係る製品の輸入申告は、当該原材料を輸出した者の名をもってしなければならないとされているが、製品の輸入申告者が当該原材料の輸出申告者と異なる場合であっても、委任関係を証する書類を提出することにより、本制度の適用を受けることができるか。

(答) 関税暫定措置法施行令第 2 3 条第 2 項に規定されているとおり、輸出申告者と輸入申告者が同一でなければ本制度の適用を受けることはできません（下表の③及び⑥については、輸出申告者と輸入申告者は同一ですが、委託加工契約を締結した者と委任関係がないことから認められません。）。

具体的には、以下のとおり取り扱うこととなります。

	輸 出		委託加工契約を 締結した者	輸 入		適 用
	申告者	インボイス		申告者	インボイス	
①	A	A	A	A	A	○
②	A	A	A	B	B of A	×
③	B	B	A	B	B	×
④	B	B of A	A	B	B of A	○
⑤	B	B of A	A	A	A	×
⑥	B	B of A	A	B	B	×

(注) B of A とは、B が A から委任を受けていることを示します。

6 3. 海外ストック原材料の残数量が 1 委託加工契約において不足する場合の取扱いについて

(問) 婦人用ブラウスの輸入委託加工契約を結ぶ予定であるが、海外ストック原材料として確認を受けて輸出した生地が残数量が不足している。このため、不足分の生地等を当該委託加工契約の相手方である加工業者に直送することとしたい。

この場合、海外ストック取引に係る残存の生地と今般輸出する生地等を併用して使用することとなるが、これによってできた製品であっても、本制度の適用を受けることができるか。

(答) 一の輸入委託加工契約において、

- ① 海外ストック取引に係る原材料とそれ以外の原材料を併用して使用する場合
- ② 複数回輸出された海外ストック取引に係る原材料を使用する場合

のいずれであっても、当該契約において使用されるこれらの原材料が本制度適用のため必要な確認等所定の手続を経て輸出されたものであれば、本制度の適用を受けることができます。

具体的には、

- ① 海外ストック取引に係る原材料とそれ以外の原材料を併用して使用する場合には、不足分の生地等の輸出時に提出することとされている契約書等に不足分の生地等の記載だけでなく、海外ストック取引に係る原材料を特定できる事項（関税暫定措置法施行令第 2 3 条第 3 項に規定する事項）を記載してください。製品の最初の輸入時においては、追加生地等の確認申告書及び海外ストック取引に係る原材料の確認申告書を提示し、海外ストック取引に係る原材料について契約実績の確認を受けてください。

- ② 複数回輸出された海外ストック取引に係る原材料を併用して使用する場合には、製品の最初の輸入申告時に提出することとされている契約書等に、各原材料がどの輸出に係るものであるか特定できる事項（関税暫定措置法施行令第23条第3項に規定する事項）を記載するとともに、当該原材料に係る確認申告書を提示し契約実績の確認を受けてください。

64. 年間を通じて原材料を輸出し、製品を輸入する場合の取扱いについて

（問） スーツの輸入委託加工契約を結び、年間を通じて継続的にスーツの輸入を行う予定である。長期に渡る取引なので、あらかじめ生地を輸出し現地工場へストックするとともに、工場での残余生地が少なくなれば追加で生地を輸出することとしたい。したがって、生地を輸出する時点では、個々の委託加工に係る契約が成立しておらず、当該スーツの輸入時期、製造数量が確定していない。

関税暫定措置法施行令第22条第2項ただし書の適用を受けるために、輸出の際に輸出予定の生地数量、輸入時期、製造数量等の年間計画を示さなければならないか。

（答） 本取引の場合には、関税暫定措置法施行令第22条第2項ただし書の規定の適用を受けることができます。ただし、輸出された原材料は原則として1年以内にスーツとして輸入される必要があります。

輸出の際、年間を通じて輸出する予定の生地数量、輸入時期、製造数量や単価等が記載された年間計画表を提出する必要はありません。

V 特例申告

6 5. 輸入（引取）申告時の提出書類について

（問） 暫 8 適用貨物の輸入（引取）申告はどのように行うのか。また、当該申告において、書類審査扱い又は検査扱いとなった場合、税関にどういった書類を提出すればよいか。

（答） ① 特例申告に係る輸入（引取）申告時に、関税暫定措置法第 8 条の規定により関税の軽減を受けようとする旨（ZAN8）を税関記事欄に記入（システム申告については、相当する減免税コードを入力）した上で、当該申告を行うこととなります。なお、特例輸入者であっても、原材料の輸出申告等の手続に相違はありません。

② システム申告により簡易審査扱い（区分 1）となった場合、他法令関係書類（許可・承認書等）がある場合を除いて、輸入関係書類（輸入（引取）申告控、インボイス等）の提出は必要ありません。

③ システム申告により書類審査扱い（区分 2）又は検査扱い（区分 3）とされた場合は、輸入（引取）申告控（又は付表）及びインボイス、他法令関係書類を提出してください。

また、輸入貨物の検査の際、必要に応じて輸出申告時に提出された資料等と輸入貨物との対査を行います。税関から特に指定された場合は、輸入貨物の検査の際に、輸出関係書類（加工・組立輸出貨物確認申告書、契約書、生地見本等）を提示していただくようお願いします。

なお、検査の際に輸出関係書類の提示が困難な場合は、その旨お申出ください。真にやむを得ない場合は、輸入許可を保留することなく、輸入貨物の一部を税関でサンプリングしたうえで、事後提示される輸出関係書類と対査することにより同一確認を行います。

6 6. 特例申告（納税申告）時の提出書類について

（問） 特例申告（納税申告）における税関への暫 8 関係の提出書類は、何があるか。

（答） 特例申告（納税申告）の際に、関税暫定措置法施行令及び同基本通達で定める①輸出許可書、②加工・組立てを証する書類（契約書等）、③加工・修繕・組立製品減免税明細書、④附属書を申告税関へ提出してください。（令第 23 条第 1 項）

Ⅵ AEO簡素化措置

67. AEO輸出者等が行う輸出手続の簡素化における加工・組立輸出貨物確認申告書（交付用）等に相当する書類について

（問） AEO輸出者が輸出手続の簡素化の適用を受けて、加工・組立輸出貨物確認申告書（交付用）等の作成を省略した場合に適切な管理が必要とされている、当該申告書に相当する書類とは具体的にどのようなものか。

（答） 輸出者が、基本通達8-9（1）に基づき、加工・組立輸出貨物確認申告書（交付用）に相当する書類を適切に管理することにより、当該申告書（交付用）の作成を省略することができます。この場合の「相当する書類」とは、例えば、輸出申告の際に税関に提出する確認申告書の控えが考えられます。

なお、具体的な管理方法については、AEO輸出者又はAEO通関業者に委ねることとしています。

（※契約書（返付用）の作成を省略した場合も同様です。）

68. AEO輸出者等が行う輸出手続の簡素化の適用条件について

（問） 輸出手続の簡素化の適用にあたっては、AEO輸出者等の輸出申告に係る貨物であることに加え、提示等が見込まれる場合を除くと規定されているが、当該簡素化が適用を受けることができるのは具体的にはどのような場合か。

（答） AEO輸出者等の輸出申告に係る貨物であって、下記以外の場合には当該簡素化の適用を受けることができます。

- ・一契約を複数回に分割して輸出申告する場合で、2回目以降に輸出申告される貨物がAEO輸出者又はAEO通関業者に係るものではないと決定している場合。
- ・輸入申告における輸入者及び通関業者のいずれもがAEO事業者ではないと決定している場合。

なお、その適否についてはAEO輸出者又はAEO通関業者に委ねることとしていますので、提示等が見込まれる場合に当たるか否かについて税関の確認を受ける必要はありません。

69. AEO輸出者等が行う輸出手続の簡素化を適用して輸出申告を行った場合の見込み違いによる輸入申告等について

（問） AEO輸出者等が行う輸出手続の簡素化を適用して輸出申告を行った後、事情が変わりAEO輸入者等が行う輸入手続の簡素化の適用を受けて輸入申告を行うことができなくなってしまった。加工・組立輸出貨物確認申告書等の交付を受けていないが、輸入申告の際はどのようにすればよいか。

（答） 見込み違いにより、AEO輸入者等が行う輸入手続の簡素化の適用を受けることができなくなった場合は、基本通達8-9に規定のとおり輸入申告の際に加工・組立輸出貨物確認申告書に相当する書類を提示してください。

また、見込み違いにより、一契約に係る2回目以降の輸出原材料の輸出申告の際にAEO

輸出者等が行う輸出手続の簡素化が適用できなくなった場合についても同様に、基本通達８－９に規定のとおり一契約に係る２回目以降の輸出原材料の輸出申告の際に加工・組立輸出貨物確認申告書に相当する書類を提示してください。

なお、いずれの場合も当初の輸出申告を訂正する必要はありません。

(※契約書（返付用）の作成を省略した場合も同様です。)

70. AEO輸出者等が行う輸出手続の簡素化を適用しなかった際のAEO輸入者等が行う輸入手続の簡素化について

(問) 輸出申告の際にAEO輸出者等が行う輸出手続の簡素化を適用しなかった場合、AEO輸入者等が行う輸入手続の簡素化の適用を受けることは可能か。

(答) 輸出申告の際にAEO輸出者等が行う輸出手続の簡素化を適用しなかった場合であっても、AEO輸入者等が行う輸入手続の簡素化の適用を受けることは可能です。

71. 輸出原材料の輸出が複数になる場合の簡素化の取扱いについて

(問) 輸出原材料の輸出が複数回になる場合で、初回の輸出申告の際にAEO輸出者等が行う輸出手続の簡素化を適用しなかった場合に、２回目の輸出申告の際に簡素化の適用を受けることは可能か。

(答) 初回の輸出申告の際にAEO輸出者等が行う輸出手続の簡素化の適用を受けなかった場合であっても、２回目の輸出申告の際に簡素化の要件を満たすものであれば適用を受けることが可能です。この場合、初回の輸出申告の際に税関の確認を受けた加工・組立輸出貨物確認申告書や契約書についても省略が可能となります。

72. 確認申告書や契約書に変更があった場合の取扱いについて

(問) 輸出申告の際にAEO輸出者等が行う輸出手続の簡素化の適用を受けて輸出申告を行った場合で、輸出許可後に加工・組立輸出貨物確認申告書や契約書の内容が変更となった際に税関への手続は必要か。

(答) 確認申告書についてはQ&A43、契約書についてはQ&A15と同様の手続が必要となります。なお、変更後の確認申告書（交付用）及び契約書（返付用）の作成は、当初の輸出申告の際に省略した場合、不要です。

73. 附属書の裏落し確認について

(問) 特例申告（納税申告）に当たっては、減免税明細書等の提出が必要と聞いたが、税関で裏落し確認は行うのか。輸出原材料や輸入製品の数量をコンピュータでシステム管理している場合であっても、附属書の裏落しを手書きで行う必要があるか。

(答) ① 基本通達８－１３（２）により附属書の提出を省略した場合、税関においては、特例申告（納税申告）が行われた貨物についての附属書の裏落し確認（税関確認印の押印）は必要ありませんが、輸入者が希望する場合（附属書の提出を省略しない場合）には当該確認を行いますので関係書類を提出願います。

② 附属書の書式に準じた形式であって、所定の記載事項が網羅されているのであれば、コ

ンピュータによる出力帳票（裏落しの履歴が明瞭に記載されているもの）で差し支えありません。その場合、出力帳票に税関の確認印を押すこととなりますが、附属書に出力帳票を添付して、税関に提出してください。

7 4. A E O輸入者等が行う輸入手続の簡素化における原材料の輸出実績等の管理方法について

（問） A E O輸入者が輸入手続の簡素化の適用を受けて、附属書等の提出を省略した場合の、輸出原材料の使用実績等や適切な管理方法とは具体的にどのようなものか。

（答） 輸入者が、基本通達 8－13（2）に基づき、輸出原材料の輸出実績、加工又は組立の際生ずる副産物の処理状況、輸出原材料の使用実績を適切に管理することにより、附属書の提出を省略することができます。この場合の「適切に管理する」とは、輸出原材料のうち製品に使用された数量・価格、副産物となった数量・価格・処理方法、及び残った原材料の数量・価格を、附属書又は附属書に代わる資料により算出し減税計算が行えるようになっていることをいいます。

また、輸出の際税関の確認を受けた確認申告書（交付用）、同じく生地見本等や、輸入申告の際に提出すべき加工仕様書・加工指図書、マーキング仕様書、裁断報告書などを帳簿書類として保管している場合には、これらの書類や生地見本等の提出を省略することができます。

なお、個別評価申告書に添付する輸出インボイスや運賃明細書等は、輸出原材料の価格、往路の運賃・保険料等を一覧表に適正に記載することで、輸入申告の際に提出を省略することができます。ただし、輸入申告の際に税関に提出していない課税価格の決定に必要な書類として、輸入者が帳簿書類として保管する義務があります。

（輸入者の委託を受けて通関業者がこれらの書類を管理することは差し支えありません。）

7 5. 製品の分割輸入に係る簡素化の取扱いについて

（問） 製品を複数回に分割して輸入する場合で、A E O輸入者以外の輸入者がA E O通関業者により簡素化の適用を受けて初回の輸入申告を行った後、2回目の輸入はA E O通関業者以外の通関業者が行うときに、簡素化の適用を受けることができますか。

（答） A E O通関業者以外の通関業者がA E O輸入者以外の輸入者から委託を受けて輸入申告を行う場合（上記2回目の輸入）は、簡素化の適用を受けることができません。

ただしこの場合、2回目の輸入申告に係る貨物の附属書のみを税関に提出することができます。また、1回目の輸入申告に係る附属書の裏落しのための確認は省略され、2回目の輸入申告に係る附属書の裏落しのみが確認されます。

なお、2回目以降の輸入申告において暫8簡素化の適用を受けることができないことが予想される場合は、従前どおり初回輸入時より附属書を税関に提出して確認を受けることができます。

7 6. A E O輸出者等が行う輸出手続又はA E O輸入者等が行う輸入手続の簡素化における一部の書類の提出又は提示の省略について

(問) 輸出申告又は輸入申告時に提出等の省略が可能な書類のうち、一部の書類のみ税関への提出等を省略することができるか。

(答) 提出等の省略可能な書類のうち、一部の書類のみ税関への提出等を省略することができます。

例えば、輸出申告の際に、加工・組立輸出貨物確認申告書（交付用）の作成を省略し、契約書（返付用）を税関に提出する取扱いや、輸入申告の際に、加工・組立輸出貨物確認申告書（交付用）及び生地見本等は税関への提示を省略し、それ以外の附属書等の書類は従前どおり税関に提出する取扱いも可能です。

VII その他の手続

77. 契約者と輸出者が異なる場合の取扱いについて

(問) 原材料の輸出に当たって、その種類ごとに輸出者が異なることがあるが、このような場合でも本制度を適用できるか。

また、製品の輸入者が原材料の輸出者と異なる場合も本制度の適用はあるか。

(答) 委託加工の契約者と輸出者が異なる場合であっても、両者の相関関係が委任状等の関係書類によって確認できれば、本制度は適用できます。輸出申告の際、委託加工契約とともに委任状等を提出してください。

また、輸入者と輸出者が異なる場合であっても、製品の輸入の際に当該製品に使用された原材料が税関の確認を受けた貨物であることが、輸出許可書、契約書、委任状等で確認できれば、本制度が適用されます。

ただし、令第22条第2項ただし書の適用を受けて輸出した原材料に係る製品の輸入申告は、当該原材料を輸出した者の名をもってする必要があります。【関連Q&A 62】

78. NACCSを利用した輸入申告方法について

(問) 本制度に係る輸入申告はNACCSの計算機能が使えないが、NACCSを利用して輸入申告する場合は、どのようにすればよいか。

(答) 本制度の適用貨物にかかる輸入申告については、NACCSの持つ計算機能が使えないため、強制入力により申告していただくことになります。この場合、輸入申告画面のIP欄、FR欄、IN欄については、入力する必要はありません。

79. 残余生地が再輸入される場合の取扱いについて

(問) ブランド品は、ライセンス契約上、余分な製品は製造できないことになっており、このため、仮に生地が余れば生地のまま輸入されることになるが、生地のまま再輸入された場合、再輸入免税の適用は受けられるか。

(答) 関税定率法第14条第10号（再輸入免税）を適用できる条件は、「輸出の際の品質、規格、形状等がその輸入の際において同一のものであると認められるもの」に限られます。

したがって、輸出されたままの状態（単なる切断と認められる状態を含みます。）で、余った生地が輸出時のものとの同一性の確認ができる場合は、再輸入免税を適用することができます。

なお、当該余った生地は、減税計算上製品の課税価格及び輸出原材料の課税価格相当価格には含めず、輸入申告は、別欄にて申告することになります。【関連Q&A 44, 47】

80. 不良製品の取扱いについて

(問) 本制度の適用を受けて衣類を輸入したが、縫製不良があり、送り返して修理させ再輸入したい。減免税が可能か。

(答) 次の方法がありますが、個別に判断する必要がありますので、税関にご相談ください。

- ① 関税定率法第 11 条及び関税暫定措置法第 8 条の 7 の修繕に係る減免税制度を利用する。
- ② 再度、加工契約を結んで本減税制度を利用する。

8 1. 交付用書類の再発行について

(問) 交付用の確認申告書を紛失したが、再発行してもらえるか。

(答) 原本を保管している税関官署において、関税法第 102 条に基づく証明を行います。

証明書類の交付については手数料が必要です。

この場合の手数料は、税関関係手数料令第 7 条等の規定（「納付すべき手数料の額は、証明書類 1 枚ごとに 400 円とする。」（電子情報処理組織により交付申請を行う場合は 300 円））、関税法基本通達 102-1 の規定（「受付件数 1 件ごとにではなく、証明する内容を構成している事項（例えば、輸出申告、輸入申告等）についての件数をいう。」）により、確認申告書の件数から計算することとなります。